

2022年12月23日

お客様各位

三井不動産レジデンシャルサービス株式会社

## 領収書類の押印省略に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、領収書類への印鑑につきましては、令和3年度の税制改正により押印を要しないこととなったため（令和2年12月21日「令和3年度税制改正の大綱」閣議決定）、省略させていただいております。

領収書類への押印が必要なお客様におかれましては、弊社お客様センター宛てご要望ください。

<お問い合わせ方法>

弊社ホームページの「各種問合せ」から、お問い合わせフォームをお選びください。

お客様情報およびお問い合わせ内容に領収書類への押印を希望されている旨をご記入いただき、送信してください。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしく願いいたします。

敬具